

令和 7 年度答申第 78 号
令和 8 年 1 月 30 日

諮詢番号 令和 7 年度諮詢第 125 号及び第 126 号（いずれも令和 7 年 1 月 2
2 日諮詢）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件 2 件

答 申 書

審査請求人 X からの各審査請求に関する上記審査庁の各諮詢に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件各審査請求は棄却すべきであるとの各諮詢に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第 1 事案の概要

本件は、審査請求人 X（以下「審査請求人」という。）が、A 知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和 40 年法律第 100 号。特に断る場合を除き、令和 7 年法律第 18 号による改正（同年 4 月 1 日施行）前のもの。以下「特別弔慰金支給法」という。）3 条本文の規定に基づき、父の B（以下「父 B」という。）に係る第十回及び第十一回特別弔慰金の請求（以下「本件各請求」という。）をしたところ、処分庁が、時効が完成しているとして、本件各請求を却下する各処分（以下「本件各却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれらを不服として各審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）特別弔慰金支給法関係

ア 特別弔慰金支給法 3 条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支

給すると規定している。

- イ 特別弔慰金支給法2条1項本文（第十回特別弔慰金の請求については、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律（平成27年法律第11号）2条による改正前のもの）は、この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、第十回特別弔慰金については平成27年4月1日（以下「第十回基準日」という。）までに、第十一回特別弔慰金については令和2年4月1日（以下「第十一回基準日」といい、これらを併せて「本件各基準日」という。）までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受ける権利を取得した者で、本件各基準日において日本の国籍を有しているものをいうと規定している。
- ウ 特別弔慰金支給法4条は、特別弔慰金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生労働大臣が行うと規定し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和40年厚生省令第27号。特に断る場合を除き、令和7年厚生労働省令第48号による改正（同年4月1日施行）前のもの。）1条1項（第十回特別弔慰金の請求については、令和元年厚生労働省令第71号による改正前のもの）は、特別弔慰金支給法3条に規定する特別弔慰金を受けようとする者は、様式第1号による特別弔慰金請求書を、裁定機関に提出しなければならないと規定している。
- エ 特別弔慰金支給法8条（第十回特別弔慰金の請求については、平成29年法律第45号による改正前のもの）は、特別弔慰金を受ける権利は、これを行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅すると規定し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律（平成27年法律第11号）1条は、第十回基準日を従前のものから平成27年4月1日と改める旨を、同法2条は、第十一回基準日を更に平成32年4月1日と改める旨を規定し、同法附則1項本文は、この法律は、平成27年4月1日から施行すると規定し、同項ただし書は、2条の規定は、平成32年（令和2年）4月1日から施行すると規定している。

（2）遺族援護法関係

- ア 遺族援護法34条1項は、昭和12年7月7日以後における在職期間

内に、公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給すると規定している。

イ 遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者（遺族援護法24条1項の規定により、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。）で、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有していたものとすると規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

（1）審査請求人は、父Bと母Cとの長男として昭和16年a月b日に出生し、父Bは、陸軍軍人として昭和19年6月29日に戦死した。その後、審査請求人は、父Bの長男として、昭和27年12月11日に遺族援護法に基づく弔慰金について裁定された。その上で、審査請求人に対しては、父Bに係る第一回、第二回、第四回、第六回及び第八回特別弔慰金が支給されている。

（各戦没者等の遺族の現況等についての申立書、戸籍全部事項証明（D）、
戦没者原簿）

（2）審査請求人は、令和6年5月2日、住所地のE市長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、父Bに係る第十回及び第十一回特別弔慰金の請求（本件各請求）をした。

（各戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書）

（3）処分庁は、令和6年8月2日付で、審査請求人に対し、第十回特別弔慰金について、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求については、平成27年改正法「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」第八条及び附則により、請求期間が定められています。第十回特別弔慰金を受ける権利は、平成27年4月1日から3年間（平成30年4月2日まで）行使しないときは、時効により消滅します。よって、あなたから提出された第十回特別弔慰金支給請求は、時効が成立しておりますので、この請求を却下します。」とし、また、第十一回特別弔慰金について、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求については、平成27年改正法「戦没者等の遺族

に対する特別弔慰金支給法」第八条及び附則により、請求期間が定められています。第十一回特別弔慰金を受ける権利は、令和2年4月1日から3年間（令和5年3月31日まで）行使しないときは、時効により消滅します。よって、あなたから提出された第十一回特別弔慰金支給請求は、時効が成立しておりますので、この請求を却下します。」との理由を付して、本件各請求を却下する処分（本件各却下処分）をした。

（各却下通知書）

（4）審査請求人は、令和6年10月28日、審査庁に対し、本件各却下処分を不服として本件各審査請求をした。

（各審査請求書）

（5）審査庁は、令和7年12月22日、当審査会に対し、本件各審査請求は棄却すべきであるとして本件各諮問をした。

（各諮問書、各諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件各却下処分の取消しを求める。

（1）審査請求人は83歳になり、E市で一人暮らしをしている。兄弟付き合いもなく少し認知もみられる状態であるから、平成27年の改正法情報を知るすべはなく、広報の周知だけで国の責任を果たしたといえるのか。たとえ時効成立後であっても、特別弔慰金支給法の趣旨を理解し何らかの手立てを模索し、支給成立を講じるべきである。

（2）特別弔慰金支給法の趣旨は、先の大戦で国のために命を捧げた方々の遺族に対して、国が深い敬意と感謝の気持ちを表し、その犠牲を後世に語り継ぐとともに、遺族の生活を少しでも支援することを目的としている法律だと理解している。また、特別法であり時効があることも承知している。しかし、平成27年の法改正により、時効期間が短縮されたことにより遺族への支給はますます不利な状況に置かれ、特別弔慰金支給法の趣旨からは程遠いものになってきている。

（3）特別弔慰金支給法と国家賠償法（昭和22年法律第125号）について考え方を述べる。特別法は限られた人々を対象にし、特定の事象に対する特別な対応を国が行う法律であり、国家賠償法は全ての国民を対象にし、国家や公共団体の違法行為による損害を賠償する法律であると理解している。特別弔慰金支給法は特別法であり、国家賠償法と異なることは理解している。特別法の時効は3年、国家賠償法の時効は10年と規定されている。

特別弔慰金の受給権が、特別弔慰金支給法の時効により消滅し却下された場合、国家賠償法による救済措置で支給をしていくべきで、現に判例が存在する。特別弔慰金支給法が果たす役割は、経済的な支援、精神的な支援、国民に戦争の悲惨さや平和の尊さを認識させる制度である。判例で明らかなように、特別法での請求と国家賠償法での請求は、遺族にとっての負担は大きく違ってくる。このように二律背反性は、制度設計上の問題点が指摘されている。法の公平性からも遺族の負担にならないよう、今回、先鞭をつける意味でも処分を取り消し、支給に向けて熟慮断行をお願いする。

第2 各諮詢に係る審査庁の判断

1 初めに、特別弔慰金支給法に規定する戦没者等の遺族の要件について確認すると、審査請求人が本件各請求時に提出した戸籍及び戦没者等の遺族の現況等についての申立書、処分庁から提出された資料によれば、審査請求人は、父Bの子であり、父Bが昭和19年6月29日に陸軍軍人として戦死していること及び審査請求人に対して昭和27年に遺族援護法による弔慰金が裁定されていることが確認できる。

上記のことから、審査請求人が父Bの子であり、本件各基準日までに弔慰金を受ける権利を取得したと認められることから、審査請求人は、特別弔慰金支給法2条1項に規定する弔慰金を受ける権利を取得した戦没者等の遺族であると認められる。

2 次に、審査請求人には、特別弔慰金支給法2条1項に規定する戦没者等の遺族として、第一回、第二回、第四回、第六回及び第八回の特別弔慰金が支給されている。

審査請求人が第十回特別弔慰金の権利を有するためには、住所地であるE市の市役所に対し、平成27年4月1日から起算して3年間に、特別弔慰金請求書を提出することが必要である。なお、当該請求の申請の期限は平成30年3月31日であるが、当該日は土曜日であり市役所の閉庁日に当たる。そこで、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）2条は、国の行政庁に対する申請の期限で法律で規定する期間をもって定めるものが行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもってその期限とみなすと規定していることから、当該申請の期限は翌開庁日である同年4月2日となり、同月3日に消滅時効が完成する。

また、審査請求人が第十一回特別弔慰金の権利を有するためには、住所地であるE市の市役所に対し、令和2年4月1日から起算して3年間に、特別

弔慰金請求書を提出することが必要であり、当該申請の期限は令和5年3月31日となり、同年4月1日に消滅時効が完成する。

しかし、審査請求人は、いずれも特別弔慰金請求書を令和6年5月2日にE市役所へ提出した。

3 以上のとおり、審査請求人による本件各請求は請求期間を過ぎており、第十回及び第十一回特別弔慰金を受ける権利は時効により消滅していることから、審査請求人に対し、特別弔慰金を支給することはできない。

なお、審査請求人の主張は、時効を中断する理由には該当しない。

したがって、本件各請求に対して、これらを却下した各原処分（本件各却下処分）は適正であると考えられ、これらを維持することが妥当である。

よって、本件各審査請求には理由がないため、棄却すべきものと考える。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件各却下処分に違法又は不当な点はなく、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件各諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件各審査請求から本件各諮問に至るまでの一連の手続の経過は、次のとおりである（なお、括弧内は、当該手続までの所要期間である。）。

審査請求の受付 : 令和6年10月28日

反論書等不送付通知書の受付 : 令和7年1月16日

審理手続の終結等の通知 : 同年4月28日

（反論書等不送付通知書の受付から約3か月半）

審理員意見書の提出 : 同年4月30日

諮問 : 同年12月22日

（審理員意見書の提出から約7か月3週間、

審査請求の受付から約1年2か月）

(2) そうすると、本件では、①反論書等不送付通知書の受付から審理手続の終結等の通知までに約3か月半、②審理員意見書の提出から諮問までに約7か月3週間を要した結果、本件各審査請求から本件各諮問までに約1年2か月の期間を要している。

しかし、上記①及び②の各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁（審理員）においては、審査

請求事件の進行管理の仕方を早急に改善する必要がある。

(3) 上記（2）で指摘した点以外では、本件各審査請求から本件各諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件各却下処分の違法性又は不当性について

(1) 審査請求人は、上記第1の2（1）のとおり、父Bの長男であり、本件各基準日までに弔慰金を受ける権利を取得したことが確認できるから、特別弔慰金支給法2条1項に規定している弔慰金を受ける権利を取得した戦没者等の遺族に該当する。

(2) しかし、特別弔慰金支給法8条は、特別弔慰金を受ける権利は、これを行使することができる時、すなわち、基準日から3年間行使しないときは、時効によって消滅する旨規定している。これによれば、第十回特別弔慰金については第十回基準日（平成27年4月1日）から3年間、第十一回特別弔慰金については第十一回基準日（令和2年4月1日）から3年間のうちに特別弔慰金の支給請求を行う必要がある。

ところが、審査請求人は、第十回及び第十一回特別弔慰金の各請求書を、いずれも本件各基準日から3年を経過した後である令和6年4月25日付け（同年5月2日受付）で、住所地であるE市役所に提出しているから、本件各請求は、いずれも、上記の期間を徒過した後にされたものである。

したがって、両回とも特別弔慰金を受ける権利は時効によって消滅しているから、審査請求人は特別弔慰金の支給を受けることができない。

よって、本件各却下処分は、違法又は不当であるとはいえない。

(3) 審査請求人は、特別弔慰金支給法は戦没者等の遺族への敬意と支援を目的とする特別法であるにもかかわらず、平成27年の改正で時効期間が短縮され遺族に不利になったとして、時効成立後でも特別弔慰金支給法の趣旨に基づき、国家賠償法による救済措置を講じるべきであるなどと主張する。

しかし、特別弔慰金の請求権の時効の期間は特別弔慰金支給法制定当初から3年であり、平成27年の改正により短縮された事実はないから、上記の主張はその前提を欠く。また、特別弔慰金の支給は、特別弔慰金支給法に基づく法律上の給付であり、特別弔慰金支給法の定める要件及び手続のみに従って行われるものであるから、特別弔慰金支給法に規定されていない救済措置を国家賠償法との対比等を根拠に認めることはできない。

したがって、審査請求人の上記の主張を採用することはできない。

3 まとめ

以上によれば、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの各
諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委 員	八 木	一 洋
委 員	野 口	貴 公 美
委 員	村 田	珠 美